

環境影響評価書案

一多摩都市計画道路3・4・19号線建設事業一

平成3年9月

東京都

1. 総括

1-1 事業者の氏名及び住所

東京都 代表者 東京都知事 鈴木 俊一
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

1-2 対象事業の名称

多摩都市計画道路3・4・19号線建設事業

[対象事業の種類：道路の新設及び改築]

1-3 対象事業の内容の概略

本事業は、「多摩都市計画道路3・4・19号線(以下、多摩3・4・19号線といふ)」のうち、東京都多摩市東寺方地先を始点に、多摩市乞田地内を終点とする延長約1.4km区間を現計画幅員18mの構成を25m(副道部35m)4車線の構成に変更し、新設及び改築するものである。

事業計画の概要は、表1-3-1に示すとおりである。

表1-3-1 事業計画の概要

| 項目 | 計画の概要 |
|--------|--------------------------------------------------------------|
| 位置及び区間 | 延長 約1.4km 起点：東京都多摩市東寺方地先 終点：東京都多摩市乞田地内 |
| 通過地域 | 東京都多摩市 |
| 道路規格 | 第4種第1級 |
| 車線数 | 往復4車線 |
| 設計速度 | 60km/h |
| 主要接続道路 | 多摩3・3・10号線 (4車線) (図2-2-1参照) 主要地方道18号線(旧鎌倉街道) (2車線) |
| 主要交差道路 | 都道157号線 (2車線) 北住区幹線 (2車線) |
| 交差鉄道 | なし |
| 道路構造 | 平面街路構造部 約1.4km (図2-2-2参照) |
| 計画交通量 | 平成12年 15,800~27,800台/日 平成22年 19,800~27,000台/日 (図2-2-10参照) |
| 供用開始 | 平成9年度(予定) |
| 工事期間 | 平成4年度~平成8年度(予定) |

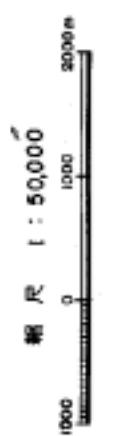
1-4 環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の内容を考慮し、本計画路線の周辺地域の概況を把握することにより選定した予測・評価項目について、現況調査を行い、対象事業の実施が及ぼす環境への影響について予測及び評価した。環境に及ぼす影響の評価の結論は表1-4-1に示すとおりである。

表1-4-1 環境に及ぼす影響の評価の結論

| 予測 評価項目 | 評価の結論 |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1.大気汚染 | 工事の完了後、計画路線の利用交通に伴う影響は、二酸化いおう、一酸化炭素及び二酸化窒素とともに環境基準を下回るため、環境への影響は少ないと考える。 |
| 2.騒音 | <p>工事の施工中の建設作業騒音は、法及び条例に定める勧告基準を下回るため環境への影響は少ないと考えるが、さらに低騒音型建設機械を積極的に導入し周辺地域の環境保全に努める。</p> <p>工事の完了後の道路交通騒音は、環境基準を上回る地域もあるが、騒音レベルを低減させるための環境保全対策として、適切な高さの遮音壁を設置することにより環境基準を満足する。</p> <p>以上により環境への影響は少ないと考える。</p> |
| 3.振動 | <p>工事の施工中の建設作業振動は、法及び条例に定める勧告基準を下回るため環境への影響は少ないと考えるが、さらに低振動型建設機械を積極的に導入し周辺地域の環境保全に努める。</p> <p>工事の完了後の道路交通振動は、法及び条例に定める規制基準を下回るため、環境への影響は少ないと考える。</p> |
| 4.地形・地質 | <p>工事の施工中については、山留め壁の剛性を高め、掘削方法を配慮することにより、背面地盤への影響はない。また、地下水位の変化は、強制排水を避け自然流出とするため、その影響は少ないと考える。</p> <p>工事の完了後については、擁壁及び法面は構造等を十分配慮するので背面地盤への影響はない。また、不圧地下水の変化の程度は小さく、周辺の地下水利用への影響は少ないと考える。</p> |
| 5.陸上植物 | <p>注目される種は、移植による保全対策を講じることにより保全される。</p> <p>また、事業の実施にあたり、計画路線内の植栽可能な区域には極力緑化を施し、「みどり」の確保に努める。</p> <p>以上により、陸上植物への影響は少ないと考える。</p> |
| 6.景観 | <p>計画路線は歩道を十分にとり緑化をはかるため緑豊かな整然とした景観になる。また、計画路線により、歩車道分離が図られ安全性の向上とともに、ゆとりある町並みが創出される。</p> <p>以上により、景観への影響は少ないと考えられる。</p> |
| 7.史跡 ・文化財 | <p>計画路線は、埋蔵文化財埋蔵地を通過するが、文化財保護法の規定に従って適切に対処する。</p> <p>また、工事の施工中に埋蔵文化財が発見された場合についても同様に対処するため、影響は最小限にとどまると考える。</p> |

| | |
|----|-------------|
| 図番 | 2-2-1 |
| 図名 | 計画路線の事業予定位置 |



平面図

